

「かながわ水源環境保全・再生の取組の現状と課題」

水源環境保全税による特別対策事業の点検結果報告書（平成23年度・第1期5か年実績版）の概要

1 点検結果報告書作成の経緯・趣旨

(1) 県民会議の役割

「水源環境保全・再生かながわ県民会議」（以下「県民会議」）は、水源環境保全税を財源に行う施策に県民意見を反映させるために県が設置した組織。

一般県民・学識者など24名からなり、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」（以下「5か年計画」）に位置付けられている12の特別対策事業について、実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担っている。

また、県民会議の下部組織として、専門的知識が必要な事項について検討する2つの専門委員会、県民意見の収集や情報提供等の役割を担う3つの作業チームが設置されている。

《所掌事項》○ 水源環境保全・再生施策の評価及び推進に関すること。

○ 水源環境保全・再生施策の県民への情報提供に関すること。

(2) 経緯・趣旨

第1期の県民会議委員（任期：平成19～20年度）は、平成21年3月に当該期間を総括する趣旨で、各特別対策事業とその最終目標である「良質な水の安定的確保」という効果の評価する道筋を「各事業の評価の流れ図（構造図）」として整理して、平成19年度の事業実績を中心に点検結果報告書を作成した。

また、第2期の県民会議委員（任期：平成21～23年度）は、平成22年2月に、20年度の事業実績の更新を中心に中間の報告書を、平成22年12月に、21年度の事業実績の更新を中心に中間の報告書を、平成24年3月に、22年度の事業実績の更新を中心に中間の報告書を作成した。

2 今回の点検結果報告書（平成23年度・第1期5か年実績版）の作成方針

今回の点検結果報告書は、これまでの報告書と同様に23年度の事業実績の更新を行うとともに、第1期5か年計画の取組が平成23年度をもって終了したことを踏まえ、5年間の取組全体について総括する報告書として第3期の県民会議委員（任期：平成24～25年度）が作成する。

3 点検結果の概要

平成19年度から平成23年度までの第1期5か年における事業進捗状況については、県事業、市町村事業各々の差異はあるものの概ね計画通りに進捗している。

施策の成果については、長期のモニタリング調査による事業の効果と影響は、現行5か年計画の期間中に事後モニタリングの調査結果が出ないため、現時点で十分に把握することはできないが、各特別対策事業の継続的な実施により、次のとおり成果が見られる。一方、事業実施に伴う課題も明らかになってきている。

(1) 森林関係事業

（成果）

- ・ 森林関係事業では、水源保全地域内において、人工林の荒廃状況が改善し、水源かん養機能の向上が図られるとともに、土壌侵食が減少するなどの事業効果が認められ、施策推進の成果が現れつつあると認められる。
- ・ 水源の森林づくり事業の推進では、水源環境保全税の導入により水源林の確保・整備が拡充され、計画どおり着実に進捗していることは評価できる。また、平成21年度に「かながわ

森林塾」を開校し、人材育成に取り組み始め、平成23年度までに33人の就職者を輩出したことは評価できる。

- ・ 丹沢・大山の保全・再生対策では、土壌流出防止対策に関して、現時点における対策工ごとの施策効果が明らかになったことは評価できる。
- ・ 地域水源林整備の支援では、地域の水源林を市町村が公的に管理、整備する仕組みを導入したことは評価できる。

(課題)

- ・ 水源の森林づくり事業の推進では、植生保護柵内においては林床植生が繁茂しており、森林整備自体は効果があると評価できるが、丹沢地域の保護柵外では林床植生が乏しいことからシカの採食が課題である。また、整備面積の進捗管理だけでなく、生態系への配慮など整備内容に関する点検・評価のあり方や森林生態系の視点による施策の効果検証方法について、早急に検討する必要がある。
- ・ 丹沢・大山の保全再生対策では、土壌流出防止対策に関して、今後もモニタリング調査を継続し、植生回復や土壌保全の効果を検証することが課題である。
- ・ 間伐材の搬出促進では、間伐材搬出と水源環境としての森林の機能向上の関係を明らかにするとともに、林床植生などの水源環境の保全に対する配慮など、搬出の量的側面だけでなく、搬出方法についても点検・評価する仕組みが求められる。
- ・ 地域水源林整備の支援では、市町村が選択する整備手法により当初計画額に比べ事業費が大幅に増加していることと、事業進捗（整備面積）の遅れが課題であり、今後は市町村の計画を踏まえながら、より適切な整備手法の再検討が必要である。

(2) 水関係事業

(成果)

- ・ 河川・水路における自然浄化対策の推進では、生態系に配慮した整備により、本来の川らしさが創出されていることは評価できる。また、親水性が創出されたことにより、地域住民の関心が高まり、保全活動やイベント等が行われ、子どもたちの環境教育・環境学習の場となっていることは評価できる。
- ・ 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進では、個人設置型の進捗率は低いが、市町村設置型と個人設置型を合わせた整備事業は概ね順調であることは評価できる。

(課題)

- ・ 河川・水路における自然浄化対策の推進では、事業の実施により、水質改善効果が見られる箇所もあるが、生活雑排水等の流入が見られる箇所もあること、また、生態系に配慮した整備による水質改善効果については、すぐに結果は出ないことから、引き続きモニタリング調査を実施し、整備効果の把握に努める必要がある。なお、モニタリング調査は、調査結果のデータを示すだけでなく、汚濁原因の調査まで踏み込んで行うことが必要である。
- ・ 県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進では、ダム湖内におけるエアレーションや植物浄化対策等の他の対策の効果的適用に期待するとともに、生活排水由来の汚濁負荷以外の流入汚濁負荷の削減も課題である。

(3) 水源環境保全・再生を支える取組関係

(成果)

- ・ 県民参加による仕組みづくりでは、事業の点検・評価に関して、事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見など、多面的な評価を実施した。また、市民事業の支援に関して、県民会議の提案により平成20年度に市民事業支援補助金制度を創設し、平成22年度には、次期5か年計画に向けて検討を行い、

ステップアップ方式の導入等を盛り込んだ補助金制度の改定作業に着手し、方向性をとりまとめた。（平成23年8月に報告書を県に提出した）さらに、県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約に関して、公募委員を中心に実施した県民フォーラムの開催やニュースレターの発行等については、県民参加の面における成果として評価できる。

（課題）

- ・ 相模川水系流域環境共同調査の実施では、現行5か年計画において実施した調査の結果をもとに、具体的な対策に着手する必要がある。
- ・ 水環境モニタリング調査の実施では、森林のモニタリング調査（人工林の現況調査）を平成21年度に実施したが、長期的な施策効果を把握するため、整備前後のデータを蓄積し、検証することが課題である。また、森林生態系の視点による施策の効果検証方法について、早急に検討する必要がある。河川モニタリング調査（動植物等調査）は、平成21年度までに相模川水系・酒匂川水系の調査を実施したが、長期的な施策効果を把握するため、総合的に解析・評価することが課題である。
- ・ 県民参加による仕組みづくりでは、これまで県民会議が検討し、構築してきた仕組みを基本とし、さらに発展させる必要がある。事業の点検・評価に関しては、事業モニターによる県民目線の点検評価と事業の進捗状況から見た客観的評価において、相互に密接な連携を図っていくことも、今後の検討課題である。県民フォーラムに関しては、都市地域住民の参加が少ないことや参加者の世代層に偏りのあることが課題であり、効果的な普及啓発や意見集約方法を検討する必要がある。また、県民に対して、事業の内容や成果を具体的に情報提供する方策について、更に効果的な方法を検討する必要がある。

4 今後の点検・評価の方向性

現行の5か年計画が平成19年度から開始され、平成22年度に4年目を迎えたことに伴い、県民会議では、県が第2期5か年計画を検討するのに先立ち、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、第2期計画の方向性について意見を取りまとめ、平成22年5月に意見書を県に提出したところである。

県は、現行の5か年計画で明らかになった課題や県民会議等による意見を踏まえ、平成23年11月に第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画を策定し、平成24年4月から第2期5か年計画に基づく取組を始めていることから、今後、水源環境保全・再生の取組をさらに着実に進めていく上で、より実効性のある施策展開が図られることを期待するものである。

また、今後、県民会議としても、第2期5か年計画の満了を見据え、事業実績の累積的な評価と政策上の効果（アウトカム）を総合的に見ていく必要があり、そのための評価の視点を検討していく必要がある。

5 各事業の点検結果

1 水源の森林づくり事業の推進

(1) 水源林の確保・整備

平成9年度から実施している水源の森林づくり事業について、水源環境保全税の導入により水源林の確保・整備が拡充され、5か年計画の目標事業量に対し、確保事業において101%、整備事業において108%の進捗率を達成しており、計画どおり着実に進捗していることは評価できる。

なお、広葉樹林の手入れについては、施工場所の選定や方法について検討し、マニュアルとして整備することが必要である。また、水源林の水土保全機能の向上に効果を発揮するまでに時間を要するため、長期のモニタリング調査が必要である。

また、人工林の対義語としては自然林や天然林であり、広葉樹林としていることについては検討課題である。

点検・評価については、水源環境林としての目標林型へ誘導する道筋を明らかにするとともに、目標林型に向けた計画的・段階的な整備が着実に実行できているか、また、整備面積の進捗管理だけでなく、生態系への配慮など整備内容に関する点検・評価のあり方や森林生態系の視点による施策の効果検証方法について、早急に検討する必要がある。

植生保護柵内では林床植生が繁茂していることから、森林整備自体は効果があると評価できるが、丹沢地域の保護柵外では林床植生が乏しいことから、シカの採食が課題である。森林整備とシカ管理を同時に行う地域では、徐々に森林施業の効果が現れ、シカの生息環境も改善されつつある。したがって、水源林整備事業にシカの保護管理をバランスをとりながら連動させて行うことが重要かつ効果的であり、施業後の追跡調査を行う必要がある。植生保護柵の設置は効果があるが、設置する場所や時期、量などについて、シカの生息動向を踏まえた、より効果的な整備方法のモデルを確立する必要がある。

また、森林施業は森林に生息する動物に配慮しながら進める必要があるため、施業時期や場所・方法等について注意する必要がある。

(2) 森林塾（人材の養成）

事業の円滑な推進のために、森林整備量の増大や林業労働者の高齢化に対応した林業労働力の量的確保と多彩な森林づくりや間伐材の搬出促進に対応した林業労働力の質的確保が必要不可欠であり、平成21年度に「かながわ森林塾」を開校し、人材育成に取り組み始め、平成23年度までに森林体験コースで延べ86人、演習林実習コースで延べ52人が修了し、33人の就職者を輩出したことは評価できる。

しかし、危険で厳しい林業の労働環境において、森林の重要性や作業の重要性を理解した一人前の人材を養成することは容易でないため、地道で息の長い取組の継続が求められる。

森林塾の実施にあたっては、林業現場の実態を把握した事業者のニーズの把握やノウハウの活用に努め、目的に沿った実効性のある取組とすべきである。

○県民会議委員の個別意見

- ・間伐し太陽光が入れば、結果的に自然の雑木が生える。水源林も木材生産も物理的な過程は同じである。
- ・水源林として、流域単位の具体的な森林配置の目標を明確に示す必要がある。
- ・持続的に資源利用する人工林と、混交林化や広葉樹林化を進める人工林を明確に区分し、森林再生50年構想と矛盾しないよう、実際の森林施業に反映させる必要がある。
- ・広葉樹林の取扱について、「森林を確保以降、期限内に整備を行う」事業の進め方は、見直す必要がある。
- ・作業道やモノレールについて、目標とする森林配置を捉え、全体的な路線配置計画を明確にする必要がある。
- ・極力、灌木やササの刈払をせず、林床植生を保全する水源林整備としての施業方針を徹底させる必要がある。
- ・溪流沿いの森林は、「溪畔林整備指針」を基本において、慎重に取り扱っていただきたい。
- ・森林塾の目的は、その卒業生が神奈川の水源林を将来にわたり守る気概を持ったフォレスターになって、自分たちの故郷や暮らしを守るために丹沢を熟知した森林技術者になって県民のために活躍してもらうことであり、それを後押しする仕組みが県民会議と水源環境保全税の役割である。
- ・森林整備の実績について、人工林と広葉樹林の内訳も示していただきたい。
- ・目標林型について、広葉樹林という林型は、森林整備の目標としての林型の区分の概念には合致しないのではないかと。
- ・ここ数年の台風・豪雨による土砂流出状況に対して、水源の森林づくり及び丹沢の保全の観点から、従来の整備事業とは別に土砂流出対策を積極的に打ち出していきたい。

- ・人工林現況調査の結果、水源の森林づくり事業等の成果によりAランク（手入れが適正にされている）、Bランク（ここ数年間整備していない）が増えているが、今後は特にBランクが増えるものと予想され、永続的にAランクを維持する仕組みが必要である。そのためには、専門家がきちんと関わり、除伐や追加の間伐を助言、同時に環境評価をすべきであり、作業量が少なく現在の整備単価では安く、長期になると森林整備業者の経営が成り立たないかもしれないので、環境評価に基づき整備単価を見直す必要がある。
- ・広葉樹林と人工林の手入れについて、経費と労働力と効果を比較することが必要である。
- ・より自然力に依存し、時間をかけた施策に移行していただきたい。
- ・20年の協定で山主を縛ることの影響も検討すべきであり、山主との交渉開始時には意識調査を実施して集計し、対策に反映させて進展させていくべきである。
- ・森林団体はもとより、行政が多角的な指導を行うことにより成果を上げられると考えられ、作業の担い手養成、大型機械の導入、作業道の開設等についても森林塾の充実を図り、なお一層の積極的な取組が必要である。
- ・森林本来の付加価値を最大化できるのは、売り上げに追われないNPOや兼業林家であり、最も大事なことは都会の人をどうやって森に呼んでくるかである。土日に林業に参加したい人たちの活動の場を広げれば、都会から新しい人材を呼び込めるのではないかと。森林塾は、全日程が平日であり、ボランティアや兼業者（兼業希望者、副業として林業をする山主も含む）のニーズへの対応が課題である。
- ・協定を結んだ山主であっても、林道から200m範囲内の森林では、林業を継続するよう指導し、森林そのものの価値を高める方向へ誘導すべきである。山主には、今後も所有し続け、自ら管理したくなるような付加価値を提案していくことも、この事業の役割なのではないかと。

2 丹沢大山の保全・再生対策

(1) 土壌流出防止対策

計画より前倒しで平成19年度に着手し、5か年計画の目標事業量に対し、136%の進捗率を達成しており、着実に進捗している。

また、現時点における対策工ごとの施策効果が明らかになったことは評価できる。今後も、モニタリング調査を継続し、植生回復や土壌保全の効果を検証することが課題である。

(2) ブナ林等の調査研究

ブナ林等の衰退原因の解明、立地環境モニタリングの継続を通して、ブナ衰退リスク判定技術の高度化、ブナハバチ大発生予測技術ならびに苗木更新技術の現地適応試験など、奥山域再生のための科学的知見の集積及び技術開発を行い、今後の再生事業に反映させることが求められる。なお、ブナ林等の調査研究は、長期的、計画的な継続が求められるため、県民の理解を得るよう分かりやすい情報の開示・提供に努める必要がある。

(3) 県民連携・協働事業

県民協働型の登山道維持管理協定を締結し、県民参加による保全活動の環境が整備されつつあることは評価できる。今後の県民協働事業は、これまでの数多くの取組が積み上げてきた協働を活かす方向で水源環境保全税の活用を考えていくことが望まれる。

(4) その他

シカ管理等の丹沢大山自然再生計画の各事業と連携して総合的に推進することが重要である。また、ブナ林再生を目指すために、高標高域のシカ管理など自然再生のために取り組む事業や調査を幅広く取り込むべきである。

なお、シカの管理捕獲については、引き続き県民への丁寧な説明に努める必要があり、捕獲したシカの活用方法の検討についても今後の課題である。

○県民会議委員の個別意見

- ・植生保護柵は、追跡調査や点検補修も併せて実施することが必要である。
- ・ブナの衰退原因については、山頂付近のオゾンの影響が指摘されていることから、今後もモニタリングを継続し、原因の究明を行うべきであり、第2期5か年計画では、具体的な施策について専門家の意見等を取り入れて試行を始めることが必要である。
- ・土壌流出、林末植生のモニタリング結果の中間報告書のとりまとめが必要である。
- ・シカの個体管理について、猟友会員の高齢化や平日での保護管理の実施が難しい課題があり、公的組織が事

業展開していくことが必要である。

3 溪畔林整備事業

平成23年度までに9流域で択伐等の森林整備や植生保護柵の設置等を実施した。5か年計画の目標事業量に対し、択伐等の森林整備において112%、植生保護柵の設置において216%、丸太柵等の設置において53%の進捗率となっており、大きく事業量が変動しているものの、「神奈川県溪畔林整備指針」に基づき各箇所の地形地質などの諸条件に即した必要な整備が行われており、今後とも現地の状況に応じた適切な整備が継続されていくことが求められる。今後はモニタリング調査を実施し、植生回復や土壌保全の効果を検証することが課題である。

溪畔林は、天然林が多く、過度に手を加える必要はない箇所もあるが、その状況により対応も異なる。全国的にも事例が少ないため、神奈川県が先進的に取り組み、全国的に発信することが期待される。

○県民会議委員の個別意見

- ・溪畔林整備事業の順応的な進め方は、水源の森林づくり事業全般に反映させるべきである。
- ・溪流に沿った段丘に植栽されたスギ・ヒノキ人工林の広葉樹林化、沢の上下を分断する治山堰堤のスリット化、溪流の生息環境分断の負担軽減を試行する実験事業など、多様に配慮した考えの基で、積極的な事業展開に期待したい。
- ・ここ数年、短時間に豪雨となり溪相が激変する場所が見られる。折角整備しても全て流されてしまったということがないように、エリアの決定には検討が必要で、例えば源流域の森林エリアとセットで考える必要がある。
- ・沢の水が飲める箇所の増加を調べて図化していただきたい。
- ・植生保護柵の設置場所、規模、維持などについてマニュアルを作成していただきたい。

4 間伐材の搬出促進

毎年度の搬出量は段階的に増加しているが、5か年計画における事業量の目標（5年間で段階的に増加）に対し、92%の進捗率となっており、搬出促進が課題である。

今後は、着実な間伐材の搬出のために、県産木材の生産・流通・消費の循環を活性化させるとともに、採算性のある効率的な事業展開が必要であり、搬出方法についても再評価する必要がある。

また、間伐材搬出と水源環境としての森林の機能向上の関係を明らかにするとともに、林床植生などの水源環境の保全に対する配慮など、搬出の量的側面だけでなく、搬出方法についても点検・評価する仕組みが求められる。

○県民会議委員の個別意見

- ・過度な間伐材搬出奨励は、ノルマ的搬出量に捉われ、本来基本に考える水源環境整備が疎かになる恐れがある。
- ・搬出奨励で「水源環境保全税」を用いる以上、伐採・搬出手法に関するマニュアルも必要である。
- ・森林所有者に間伐の必要性を再認識させるため、森林関係団体や行政の積極的な指導が必要である。
- ・間伐する土地は急傾斜地が多く、作業を促進するためにも、重機類の開発や作業道の開設にも取り組む必要がある。
- ・搬出された間伐材の有効な利用方法の検討と、県産木材の生産（業材生産）と加工（高度利用）も並行して進めるべきである。
- ・間伐し太陽光が入れば、結果的に自然の雑木が生える。水源林も木材生産も物理的な過程は同じである。
- ・有効利用を定量的に評価する指標として「林業センサス」における素材生産の統計データとの整合で評価することが適切である（有効利用した樹種と数量、有効利用した素材生産の種類と数量 等）。
- ・支援対象となるメニューの拡充が課題である。
- ・間伐（木材搬出）の目的と水源税制の目的を整理して説明していただきたい。
- ・木材生産の意義付けをする必要がある。

5 地域水源林整備の支援

地域の水源林を市町村が公的に管理、整備する仕組みを導入したことは評価できる。

5か年計画の目標事業量に対し、私有林確保において98%、私有林整備において100%、市町村林等整備において67%、高齢級間伐において49%の進捗率となっており、事業により進捗率が大きく下回っていることから、計画量の精査が必要である。

今後は、市町村がこの制度を活用し、地域特性に応じて、多様な手法で整備を促進することを期待するが、水源かん養機能の向上と地域特性に応じた整備手法について整理する必要がある。また、森林所有者が契約終了後も適正に維持管理することができる仕組みづくりが必要である。

市町村が選択する整備手法により当初計画額に比べ事業費が大幅に増加していることと、事業進捗（整備面積）の遅れが課題であり、今後は市町村の計画を踏まえながら、より適切な整備手法の再検討が必要である。また、一定の流域での森林管理の目標に沿って、他の森林整備やシカ管理と整合するように進めるべきである。

点検・評価については、水源環境林としての目標林型へ誘導する道筋を明らかにするとともに、目標林型に向けた計画的・段階的な整備が着実に実行できているか、また、整備面積の進捗管理だけでなく、生態系への配慮など整備内容に関する点検・評価のあり方について、早急に検討する必要がある。

○県民会議委員の個別意見

- ・水源林としての整備計画の立案、広葉樹林や溪畔林に対する考え方、事業の実施、具体的な森林施業の技術指針は、県が行う水源の森林づくり事業と同じレベルで進める必要がある。
- ・灌木やササ刈り払いには慎重に行う必要がある。広葉樹林や沢沿いの溪畔林の保全など水源保全・再生のための事業として、県が指針の基で指導を行う必要がある。
- ・間伐し太陽光が入れば、結果的に自然の雑木が生える。水源林も木材生産も物理的な過程は同じである。
- ・事業実施箇所について、水源税を投入した事業であることの看板が必要である。

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

河川・水路等の整備には、中長期的な効果を目指す生態系に配慮した河川・水路等の整備と、それと比較し短期的な効果を目指す直接浄化対策がある。

5か年計画の目標事業量に対し、生態系に配慮した整備において229%の進捗率となっている一方、直接浄化対策においては30%の進捗率となっている。

生態系に配慮した整備により、本来の川らしさが創出されていることは評価できる一方、直接浄化対策は、選定河川・水路での対策の必要性、期待する浄化効果、浄化対策法の選定等について慎重に検討する必要がある。

生態系に配慮した整備と直接浄化対策の2つの整備手法については、市町村の計画も踏まえ、事業期間終了後の効果を見定めながら手法を再検討する必要がある。今後は、市や町に、どのようなプラン及び仕組みで水源河川・水路の水質浄化に寄与するのかをしっかりと検討していただいた上で行っていく必要がある。例えば、生活雑排水等の流入箇所などの汚染源（点源）の対策とセットで河川・水路の自然浄化対策を実施することも1つの方法である。

事業の実施により、水質改善効果が見られる箇所もあるが、生活雑排水等の流入が見られる箇所もあること、また、生態系に配慮した整備による水質改善効果については、すぐに結果は出ないことから、引き続きモニタリング調査を実施し、整備効果の把握に努める必要がある。なお、モニタリング調査は、調査結果のデータを示すだけでなく、汚濁原因の調査まで踏み込んで行うことが必要である。

また、住民参加による維持管理や環境学習・教育の場となるような展開が期待されるが、親水性が創出されたことにより、地域住民の関心が高まり、保全活動やイベント等が行われ、子どもたちの環境教育・環境学習の場となっていることは評価できる。

○県民会議委員の個別意見

- ・水源環境保全・再生の視点でみると、これまで実施された事業の効果に疑問を感じる事業もある。本来は県が水源域の河川・ダム湖に流入する河川の汚濁状況、流入負荷を把握して、「どこの河川・水路」を当該事

業の対象として整備・対策を行ったら効果的であるか、その調査を実施することが重要である。

- ・河川の通常の整備、改修のための事業費と生態系に配慮したことによる事業費の増加分を分ける必要がある。
- ・「生態系配慮の河川・水路等の整備」では、「生態系・親水性創出」の効果は、比較的早く、目に見えることから、地域住民の環境啓発効果がある。ただし、「水源環境保全・再生」への直接的寄与には疑問があり、検討課題と言える。
- ・生物多様性の面から生態系に配慮した河川整備が数多く行われることは望ましいが、第2期計画の中で実施結果の検証を十分に行っていく必要がある。

7 地下水保全対策の推進

地下水を主要な水道水源として利用している8地域[※]のうち、平成23年度までに6地域（一部市町村を含む）で地下水保全計画を作成しているが、地下水を質・量とも保全することは重要であるため、今後、全ての地域で作成することが望ましい。また、地下水汚染箇所については、各地域の状況に応じた効果的な浄化対策を実施するほか、長期的にモニタリング調査（質、量、水位など）を継続することが必要である。

※ 平成24年度からは7地域となった。

○県民会議委員の個別意見

- ・地下水かん養対策について、事業主体による「水源かん養効果（把握計画）」や「水源域と当該事業の因果関係」について検討や把握がされていないことが課題である。

8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進

5か年計画の目標事業量に対し、70%の進捗率であり、下水道計画の見直しにより下水道エリアの縮小があったものの、今後、一層の整備促進が必要である。

また、生活排水対策事業の効果把握のために水質調査が重要である。ダム湖内におけるエアレーションや植物浄化対策等の他の対策の効果的適用に期待するとともに、生活排水由来の汚濁負荷以外の流入汚濁負荷の削減も課題である。

○県民会議委員の個別意見

- ・整備事業の進捗に伴い、概ねどの程度汚濁負荷の軽減を図ることが可能か、負荷軽減量の見込みを目標数値で示していく必要がある。
- ・ダム湖内の水質改善として、エアレーションや植物浄化対策の費用対効果を検討し、効果が見込める場合は事業として取り組むべきである。
- ・ダムへ流入する汚濁負荷を把握し、それに占める生活排水由来の汚濁負荷を明らかにして、計画区域の「公共下水道＋合併処理浄化槽」事業による改善効果、寄与率などを示す必要がある。

9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進

5か年計画の目標事業量に対し、市町村設置型において184%、個人設置型においては46%、合計で101%の進捗率となっており、全体としては概ね順調に進捗している。相模原市が個人設置型から市町村設置型に整備方針を転換したため、個人設置型の進捗率は低いが、市町村設置型と個人設置型を合わせた整備事業は概ね順調であることは評価できる。

平成24年3月に、相模原市が下水道計画区域を縮小し、市町村設置型の合併処理浄化槽による整備区域を拡大したことから、整備基数の大幅な伸びが見込まれ、一層の整備促進のため、個人の負担を軽減し、行政主導で進めることも方法の1つである。

また、生活排水対策事業の効果把握のために水質調査が重要である。ダム湖内におけるエアレーションや植物浄化対策等の他の対策の効果的適用に期待するとともに、生活排水由来の汚濁負荷以外の流入汚濁負荷の削減も課題である。

○県民会議委員の個別意見

- ・ダム湖内の水質改善として、エアレーションや植物浄化対策の費用対効果を検討し、効果が見込める場合は事業として取り組むべきである。
- ・ダムへ流入する汚濁負荷を把握し、それに占める生活排水由来の汚濁負荷を明らかにして、計画区域の「公共下水道+合併処理浄化槽」事業による改善効果、寄与率などを示す必要がある。

10 相模川水系流域環境共同調査の実施

本県の主要な水源である相模川上流域は山梨県内にあるため、流域全体の環境保全を図るために、県外上流域対策に取り組む必要がある。現行5か年計画において実施した相模川水系環境共同調査（私有林現況調査、生活排水処理方法実態調査、水質汚濁負荷量調査）の調査結果をもとに、効果的な森林保全対策や水質保全対策等、具体的な対策に着手する必要がある。

なお、実施する場合の事業の内容、事業量及び費用負担については、①神奈川県 of 行政区域を越える区域であり、②税負担を担う神奈川県民にとって広範かつ明確な公益をもたらすべき事業であること、③山梨県の既定の計画を超えて上乘せして実施する事業であること、という見地から、費用対効果も含めて十分に検討する必要がある。実施事業の効果を検証するため、場所や項目の選定等について適切なモニタリング調査を実施する必要がある。また、相模川の県境の水質に対して何が影響しているのかの視点で考える必要がある。

現在、相模湖・津久井湖において、アオコ対策として行われているエアレーションの効果を含めたアオコの発生メカニズムや下水道からの排水の問題などについても、併せて検討する必要がある。

○県民会議委員の個別意見

- ・山梨県対策について、田畑からの汚濁負荷が大きいので、田畑で使用する肥料を減少させることが必要である。
- ・相模川上流の山梨県にある水源の森林整備に対して、神奈川県が水源税を使って一定の負担をすることは今後も積極的に進めるべきだと思う。一方で、山梨県内の生活排水や農業排水については、基本的に県内で浄化されたものが下流に流されるべきであり、その地域の責任で処理されるべきだと思う。この考え方をベースに山梨県と協働事業を進めていただきたい。
- ・山梨県との共同事業を進める上で、県境を越えた行政の意識の共有を図ることが必要である。

11 水環境モニタリング調査の実施

森林のモニタリング調査（対照流域法等）は、21年度以降、大洞沢、貝沢、ヌタノ沢において事前モニタリングを実施し、水循環モデルを用いたシミュレーションによる総合解析検討中である。また、22年度、新たに酒匂川上流域のフチヂリ沢を4箇所目の試験流域として選定し、23年度に観測装置を設置した。

なお、現行5か年計画の期間中は事後モニタリングの調査結果が出ないため、文献調査等で補完することが重要である。

森林のモニタリング調査（人工林の現況調査）は、21年度に実施したが、長期的な施策効果を把握するため、森林の整備前後のデータを蓄積し、図示して検証することが課題である。

また、生物による森林生態系の健全性の指標と評価手法を開発し、生物に視点を置く効果検証にも取り組む必要がある。

河川モニタリング調査（動植物等調査）は、21年度までに相模川水系・酒匂川水系の調査を実施したが、長期的な施策効果を把握するため、既存の公共用水域の水質調査等も参考にしながら、総合的に解析・評価することが課題である。

河川モニタリング調査（県民参加型調査）は、水を通して県民が自然環境に関心を持つ最初のきっかけとなるので取組として評価できる。県民の幅広い参加のために広報の充実が必要である。

施策の評価を行うために、長期にわたる継続的なモニタリング調査が必要である。

○県議会委員の個別意見

- ・各種事業、モニタリング、調査研究等のデータを整理し、専門家やNGO等を交え、県民に開かれた形で、事業の効果と影響について、科学的な検証作業を行い、計画や事業を見直していく必要がある。
- ・対照流域法は長期観測が必要なもので、期限のある特別対策事業とは別に、安定して継続できる体制を作る必要がある。
- ・対照流域法モニタリングについて、実施の目的やねらいをもう少し分かりやすい方法で県民に説明すべきである。
- ・河川モニタリングについて、データの有効利用や県民への分かりやすい情報提供の観点から、県民参加型調査と専門家調査との結果の相関の把握や、整備情報と合わせたGISへのデータのプロットが必要である。

12 県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり

(1) 事業の点検・評価について

事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターや県民フォーラムの意見など、多面的な評価を実施した。事業モニターについて、委員の事前学習を十分に実施することが課題である。

水源環境保全税以外を財源とする他の水源環境保全・再生施策との総合的な評価、事業検討、計画内容の修正、新たな施策の導入などの道筋が今後の検討課題である。また、森や川の技術的な評価だけでなく、税金の使われ方と成果について県民の意向の把握が必要である。

今後は、県議会の一層の積極的な参画により、県民の視点に基づくより効果的な事業評価システムの再構築に取り組むことが求められる。事業モニターによる県民目線の点検評価と事業の進捗状況から見た客観的評価において、相互に密接な連携を図っていくことも、今後の検討課題である。

また、今後、県議会としても、第2期5か年計画の満了を見据え、事業実績の累積的な評価と政策上の効果（アウトカム）を総合的に見ていく必要があり、そのための評価の視点を検討していく必要がある。

(2) 市民事業の支援について

次期5か年計画に向けて、市民事業支援補助金制度のあり方について、モニター調査や補助金交付団体へのアンケート結果をもとに、検討を行い、ステップアップ方式の導入等を盛り込んだ補助金制度の改定作業に着手し、方向性をとりまとめた。（平成23年8月に報告書を県に提出した）

県議会の提案により平成20年度から開始した市民事業支援補助金については、小規模かつ多様なレベルにある多数の団体に支援を実施することにより、今後、市民レベルによる水源環境保全・再生の取組が広がることが期待されることから、関係団体や活動グループへの幅広い周知徹底を図る必要がある。

また、支援団体に対しては、森や川などを守る担い手としての自覚を促し、視野の拡大と施業技術の向上のための情報と機会を提供していくとともに、多重多様な方法で幅広く将来の担い手を発掘する活動を行ってもらうことも大切である。

一方、広域的・中核的団体の育成や専門性の高いNPO等への支援、団体相互における自発的ネットワークの形成への支援等が課題である。

後者の課題に対して、平成21年度から中間報告会（市民事業交流会）を実施して、補助金交付団体間の課題共有や情報共有の場づくりに取り組んだことは評価できる。

市民事業支援制度の対象となる事業に限らず、多様な関係事業にも県民参加や県民協働の要素を盛り込み、水源環境の保全について、幅広い観点から県民参加の取組を推進すべきである。

(3) 県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約について

公募委員会を中心に実施した県民フォーラムの開催やニュースレターの発行等については、県民参加の面における成果として評価できる。ただし、県民フォーラムについては、都市地域住民の参加が少ないことや参加者の世代層に偏りのあることが課題であり、効果的な普及啓発や意見集約方法を検討する必要がある。例えば、開催結果に関しては参加人数だけでなく男女別、年代等の属性を把握した上で、話題性のあるテーマを選択するなど、多重多様な方法で幅広く将来の活動の担い手を発掘していくことが大切である。ニュースレターについて、印刷部数の増加や県議会委員自らによる配布等の工夫は、改善点として評価できる。

また、県民に対して、事業の内容や成果を積極的に情報提供すべきであり、具体的な方策について、更に効果的な方法を検討する必要がある。

○県民会議委員の個別意見

- ・県民会議の中で、超過課税の必要性、事業の必要性、コストや収支等について議論し、その認識と理解の上で事業提案や事業の評価が必要である。
- ・事業モニターの視点が技術に偏りがちである。技術的な評価は専門家としての県担当者の自己評価が必要である。
- ・県産材・間伐材の一層の利用促進は、コミュニケーションチームやフォーラムチームの活動においても反映させていくことが求められる。
- ・ボランティアに対するアドバイスや情報交換などの支援は、市民事業の中で反映可能である。
- ・事業評価主体を明確にするため、県民会議による評価と県による評価を明確に区分し、県民会議の主体性を発揮して、分かりやすい報告書とする観点から、点検結果報告書の作成方法の検討が必要である。

「第1期5か年の歳入・歳出の状況」

平成19年度歳入・歳出の状況	
【歳入】	【歳出】
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税) 3,591,048千円	特別対策事業 事業費 3,245,636千円
基金運用益 893千円	基金等 347,630千円
寄附金 609千円	※20年度以降の財源として活用
預金利子 716千円	
合計 3,593,266千円	合計 3,593,266千円
平成20年度歳入・歳出の状況	
【歳入】	【歳出】
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税) 4,378,561千円	特別対策事業 事業費 4,159,943千円
基金運用益 1,745千円	基金等 570,184千円
寄附金 905千円	※21年度以降の財源として活用
預金利子 1,286千円	(このうち、20年度明許繰越の財源として327,085千円を充当)
基金等 347,630千円	
合計 4,730,127千円	合計 4,730,127千円
平成21年度歳入・歳出の状況	
【歳入】	【歳出】
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税) 4,051,901千円	特別対策事業 事業費 4,114,948千円
基金運用益 908千円	基金等 511,040千円
寄附金 2,610千円	※22年度以降の財源として活用
預金利子 385千円	
基金等 570,184千円	
合計 4,625,988千円	合計 4,625,988千円
平成22年度歳入・歳出の状況	
【歳入】	【歳出】
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税) 3,808,740千円	特別対策事業 事業費 3,407,234千円
基金運用益 709千円	基金等 914,298千円
寄附金 265千円	※23年度以降の財源として活用
預金利子等 778千円	
基金等 511,040千円	
合計 4,321,532千円	合計 4,321,532千円
平成23年度歳入・歳出の状況	
【歳入】	【歳出】
水源環境保全税の収入 (個人県民税の超過課税) 3,800,582千円	特別対策事業 事業費 4,045,022千円
基金運用益 587千円	基金等 670,792千円
寄附金 37千円	※24年度以降の財源として活用
預金利子等 310千円	
基金等 914,298千円	
合計 4,715,814千円	合計 4,715,814千円

(第1期) かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

施策大綱に基づき、水源環境保全・再生の取組を効果的かつ着実に推進するため、20年間の第1期の5年間に充実・強化して取り組む特別の対策について明らかにしています。

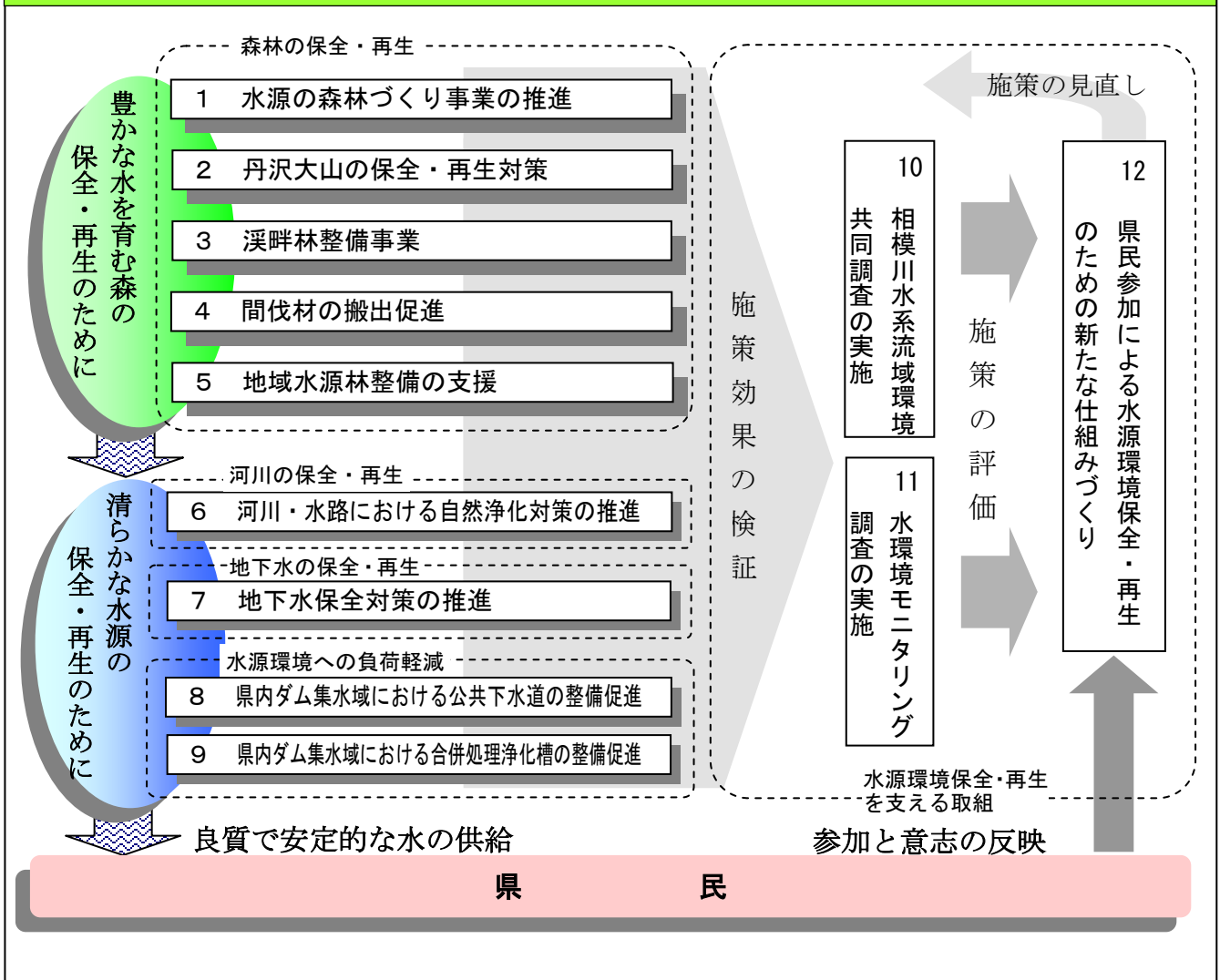
(※ 平成24年4月から第2期実行5か年計画(平成24～28年度)に基づく取組を始めています。)

計画期間	平成19～23年度
対象事業	○水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれるもので、県内の水源保全地域を中心に実施する取組 ○水源環境保全・再生を進めるために必要な新たな仕組みを構築する取組
事業数と新規必要額	12事業 約190億円(5年間の総額) 約38億円(年度平均)



狩川上流(南足柄市)

(第1期) 実行5か年計画の12事業



「(第1期)5か年計画」の12の特別対策事業のあらまし

() 内は、5年間の新規必要額(百万円)

1 水源の森林づくり事業の推進

水源の森林エリア内の私有林の公的管理・支援を一層推進し、水源かん養機能等の公益的機能の高い水源林として整備します。

(8,393)

2 丹沢大山の保全・再生対策

土壌流出防止対策を行うとともに、ブナ林等の保全・再生のための研究や樹幹保護などの県民協働の事業に取り組みます。

(796)

3 溪畔林整備事業

水源上流の溪流両岸において、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能を高度に発揮するための森林整備を実施します。

(200)

4 間伐材の搬出促進

森林資源の有効利用による森林整備を推進するため、間伐材の集材・搬出に対し支援します。

(409)

5 地域水源林整備の支援

地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備を推進するほか、高齢級の私有林人工林の間伐を促進します。

(949)

6 河川・水路における自然浄化対策の推進

市町村管理の河川・水路等における良好な水源環境を形成するため、市町村が主体的に取り組む水辺環境の整備や直接浄化などを推進します。

(1,122)

7 地下水保全対策の推進

地下水を主要な水道水源として利用している地域を中心に、各市町村が主体的に取り組む地下水かん養対策や水質保全対策を推進します。

(1,165)

8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進

県内ダム集水域における生活排水処理率の向上をめざして、市町村が実施する公共下水道の整備を支援します。

(4,270)

9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進

県内ダム集水域における生活排水処理率の向上をめざして、市町村が実施する合併処理浄化槽(高度処理型)の整備を支援します。

(646)

10 相模川水系流域環境共同調査の実施

相模川水系県外上流域の森林の現況や桂川・相模川全流域の水質汚濁負荷の状況等について環境調査を実施します。

(98)

11 水環境モニタリング調査の実施

森林、河川、地下水などのモニタリング調査を行い、事業の実施効果を測定するとともに、水源環境情報を白書等で提供します。

(848)

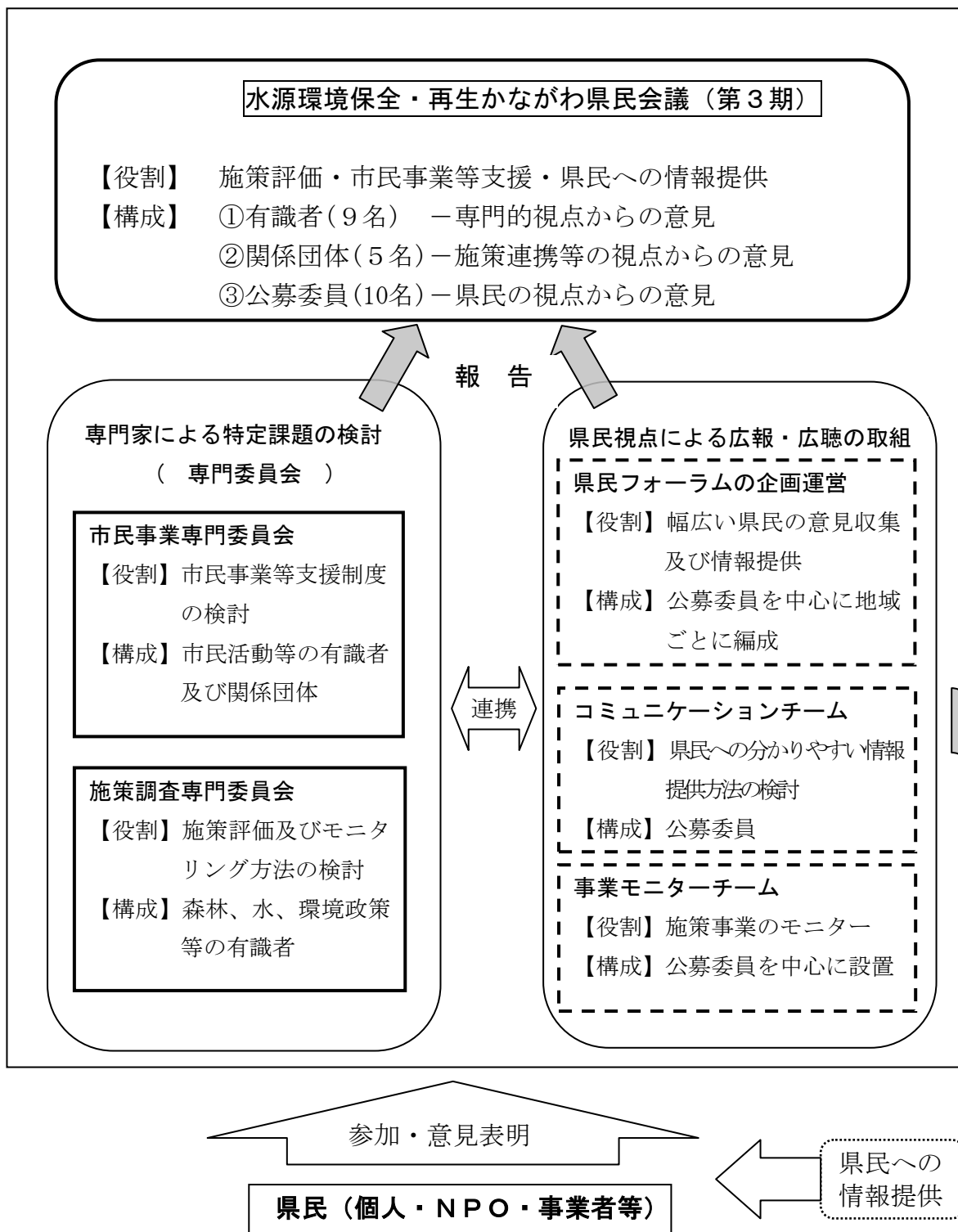
12 県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり

水源環境保全・再生の取組を支える県民の意志を施策に反映し、施策の計画や事業の実施等に県民が直接参加する仕組みを作ります。

(192)

水源環境保全・再生かながわ県民会議の仕組み

県民の意見を施策に反映



■各事業の評価の流れ図（構造図）

